



熊本県公報

号外 第13号
令和4年(2022年)
3月23日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子ども家庭福祉課) 1
 - 熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (警察本部生活環境課) 1

規 則

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第5号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2中備考第5項を削り、備考第6項を備考第5項とし、備考第7項を備考第6項とし、備考第8項を備考第7項とし、同表備考第9項第1号イ中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項を同表備考第8項とする。

別表第3備考第2項第4号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第6号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月23日

熊本県公安委員会委員長 下 山 史 一 郎

熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則(平成30年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ(エ)を削り、同号エ中「及び(エ)」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。